

議案第 57 号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「この項、第 19 条、第 35 条第 3 項及び第 36 条第 3 項において」を削る。

第 35 条第 3 項中「「除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」に改める。

第 36 条第 3 項中「「を除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「及び特別利用教育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」に改める。

第 42 条第 4 項を次のように改める。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項の調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第 42 条第 5 項中「前項」の次に「（第 2 号に係る部分に限る。）」を加える。

第 50 条中「この項、第 19 条、第 35 条第 3 項及び第 36 条第 3 項」を削り、「及び第 19 条」の次に「において」を加える。

第 51 条第 3 項中「第 50 条」を「前条」に改める。

第 52 条第 3 項中「及び満 3 歳以上保育認定子ども」の次に「（令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月31日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。